# 高知県立盲学校【運動部活動に係る活動方針】

平成31年2月策定

#### 1 基本方針

- (1) 部活動は、学校教育活動の一環として実施され、障害の程度や発達段階等を考慮し、体力の向上や健康の維持増進を含めた豊かな人間性を育むことを目的とする。
- (2) 部活動を通して生徒が、達成感や充実感を感じ、日常の学校生活を自信を持って送ることを目指す。
- (3) 部活動を通して、生徒が卒業後も余暇活動や生涯スポーツに親しむ態度を養う。

### 2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、部活動に部活動顧問を複数人配置するとともに、生徒が積極的に活動できる環境整備に努める。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 部活動顧問は、校外での試合等へ参加する場合は、別途資料を作成し、事前に校長へ報告し、承認を得る。
- (4) 定期考査1週間前から定期考査終了までは原則部活動を行わないものとする。 ただし、考査前後10日以内に大会等がある場合は、事前に生徒指導部に報告し、生徒指 導部はこれを管理職に報告し、協議する。

## 3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒の実態把握を適切に行い、その実態に応じた活動内容を設定し実施する。
- (2) 部活動顧問は、健康観察や関係設備・用具の安全確認等により、疾病や事故の防止に努める。
- (3) 部活動顧問は、適切な声掛けや支援等により、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。

### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 課業期間中の部活動実施については、原則、次のとおりとする。
  - ア 木曜日を活動日とする。
  - イ 活動時間は、1時間程度とする。(大会等に参加する場合の活動時間を除く)
- (2) 長期休業中に部活動を実施する場合は、事前に計画書を作成し、校長の承認を得ること。 活動時間は、2時間程度とする。(大会等に参加する場合の活動時間を除く)

### 5 大会等への参加について

参加する大会等については、原則、文部科学省、日本スポーツ協会、日本障害者スポーツ協会、中央競技団体及び県内競技団体、全国盲学校長会及び中国・四国地区盲学校長会、高知県、高知市等が主催する大会とする。

### 6 その他

- (1) 部活動の実施は、必ず部活動顧問の指導の下、実施する。
- (2) 通学生を指導する場合は、公共交通機関の時間等に配慮する。
- (3) 寄宿舎生を指導する場合は、寄宿舎の日課に影響がないようにする。